

地域活性化雇用創造プロジェクト

(参考資料 1)

令和2年度予定額:47.5億円
(令和元年度予算額:52.6億円)

事業目的

産業政策と一体となった良質で安定的な雇用機会を創造・整備することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

事業概要

- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、良質で安定的な正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選抜。選抜された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、有識者、金融機関等）で構成する協議会を設置した上で事業を実施
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけている業種を指定の上、事業主や求職者等に対する支援を実施
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助（年間上限10億円）

事業内容

プロジェクトの対象となる産業分野を指定し、以下の雇用対策事業を策定、実施。

事業費上限：150万円×雇用創出数

ア. 事業推進・基盤整備メニュー

協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備

イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー

専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングや、ICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用確保の取組の支援等

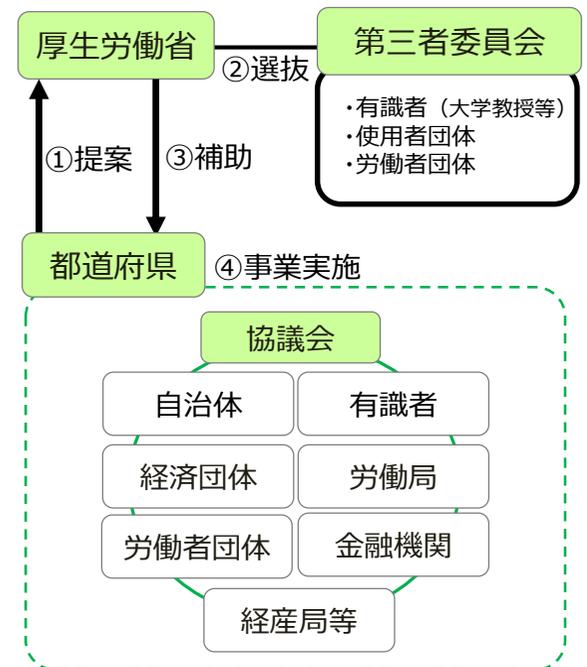
ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施

エ. 指定事業主雇入れ助成メニュー ※全額国が支給。大都市圏は対象外。

指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に上乘せする形で労働局を通じて助成を行う。

事業スキーム



地域活性化雇用創造プロジェクトの変遷

- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選定。
選定された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等）で構成する協議会を設置した上で、事業を実施。
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけられる業種を指定の上、実施。
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助（雇用創造効果に応じて年間上限10億円）

平成28年度・平成29年度		平成30年度※1・令和元年度※2		令和2年度（予定）※3
コース	地域産業活性化コース 地域雇用活性化コース	地域産業活性化コース	地域雇用活性化コース 中小企業 特例	-
事業費 上限	250万円×雇用創出数 150万円×雇用創出数	250万円×雇用創出数	150万円×雇 用創出数 250万円×雇 用創出数	150万円×雇用創出数
主な 支援 メニュー	ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備。		ア. 事業推進・基盤整備メニュー 協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備。	
	イ. 事業主向け雇用創造 メニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等	イ. 事業主向け雇用拡大 支援メニュー 有識者等の派遣による雇用管理改善の指導や研修・セミナー等を実施	イ. 事業主向け雇用創造メ ニュー 新規創業、新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等	イ. 事業主向け雇用拡大支援メ ニュー 専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングやICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用創出の取組の支援等
	ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施		ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー 合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施	

※1 以下の特例①②を追加

- ① **中小企業における働き方改革に資する事業を実施する場合の特例**
中小企業における働き方改革に資する事業を実施する場合に、事業費上限額を引き上げ。
- ② **天災等からの産業復興が必要な場合の特例**
天災等からの産業復興のための事業を実施する場合に、支援対象業種の追加や事業実施期間を延長。

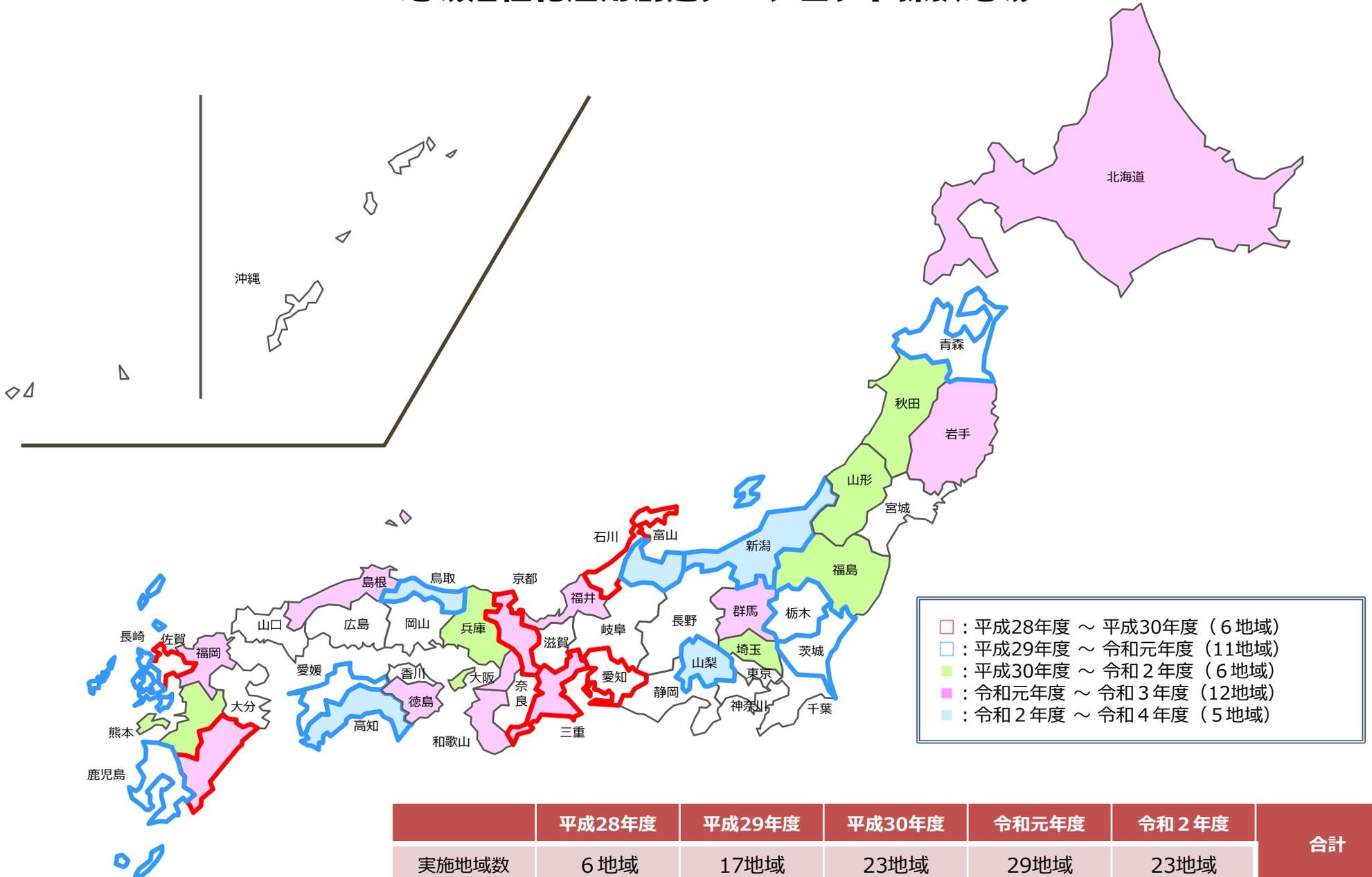
※2 「良質な雇用」「離職率」指標の追加

- 「良質な雇用」指標：厚生労働省の定める(1)労働時間、(2)就労日数、(3)賃金の基準を満たす「良質な雇用」の創出状況により事業継続可否を判断
- 「離職率」指標：事業による就職者のうち、就職後一年以内の離職率を厚生労働省の定める率以内とする目標を設定し、その達成状況により事業継続可否を判断

※3 評価基準の見直し

就職氷河期世代や高齢者、女性への就職支援等、国の重点施策と連携した事業を実施する場合に、評価点を加点

地域活性化雇用創造プロジェクト採択地域



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
実施地域数	6地域	17地域	23地域	29地域	23地域	
雇用創出数	62人	4,728人	6,676人	(事業実施中)	-	11,466人

EBPM（Evidence-based Policymaking）を実践するため各省に政策立案総括審議官が任命され、内閣官房行政改革推進本部事務局や総務省行政評価局等により省庁横断的にEBPMの好事例を蓄積しているところ。

しかしながら、EBPMの取り組みを霞ヶ関の隅々まで行き渡らせるためには、行政事業レビューシートの作成・評価の段階からEBPMの観点をより導入できないか検討していく必要があるが、個々の行政事業レビューシートを見る限り、①最適なアウトカム指標の設定、②適切なロジックモデルの構築、③より強固な因果関係の推定において十分とはいえない。

（略）

地域活性化雇用創造プロジェクト（0552）

働き方改革の推進等の重点課題に対応するために事業の見直しを行っているにもかかわらず、行政事業レビューシートでは、制度創設時の趣旨・目的に係る評価指標のみ記載されており、事業の必要性等を評価できないものとなっている。

雇用環境が安定している現状において、真に雇用創出が必要な地域や業種、対象者があるのか、その際の目標をどのように設定すべきかといった点を検討したうえで、適正な事業評価が行えるよう評価指標の見直しを行い、見直した評価指標の評価結果に基づき、将来的な廃止も含めて適正な予算規模を検討すべき。

具体的には、

- 真に雇用創出が必要な地域（雇用環境が平均以下の地域）や業種（公的関与が求められる分野）、対象者（就職氷河期世代等）を再検討すべき。
- 見直した事業の内容に合わせて、行政事業レビューシートの評価指標を適正なものとするべき。
- 検討を踏まえて、将来的な廃止を含めた適正な予算規模とするべき。

（略）